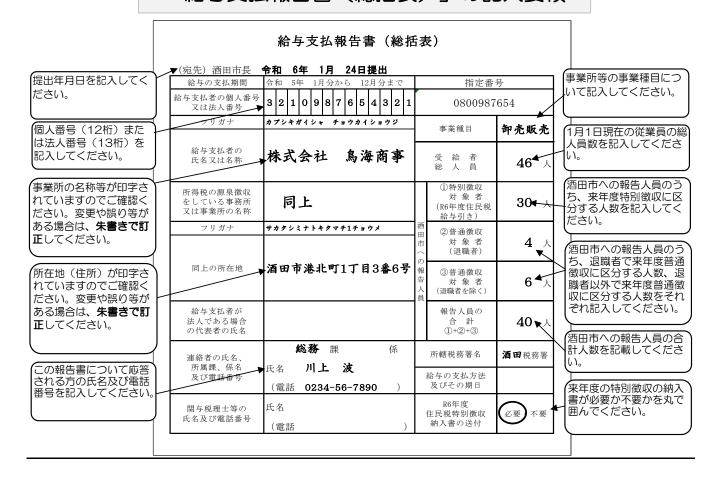
「給与支払報告書(総括表)」の記入要領



区分用台紙

給与支払報告書の提出につきましては、 区分用台紙を使用し、右図のように特別徴収分と 普通徴収分に区分して提出してくださるよう お願いいたします。

給与支払報告書を提出後に従業員が退職したときは、 「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を 4月15日まで提出してください。

酒田市役所 税務課市民税係 〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号 TEL 0234 (26) 5712・5713・5714

